

目指せ男女共同参画社会

No.32

家庭・地域生活と職業の両立支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、子育てや介護を社会全体で支援できる体制づくりが求められています。

- 子育てや介護に関する各種支援制度について理解し、積極的に活用しましょう。
- 性別に関わらず、家庭では家事や育児に、地域では行事や集まりに、積極的に参加しましょう。
- 育児休業・介護休業を積極的に利用しましょう。

事業主は、従業員が安心して育児休業・介護休業を取得し、仕事と家庭生活が両立できるような職場環境づくりに努めましょう。

下記のサイトで、仕事と家庭の両立支援に関する企業（ファミリーフレンドリー企業）の取組事例が紹介されています。

▼問い合わせ 企画財政課 ☎73・3010

企業が行う両立支援の取組を紹介するサイト



両立支援のひろば

検索

文化財を訪ねて 41



▲名部戸天満宮奉納算額

名部戸天満宮奉納算額 一面
(昭和61年7月3日指定)

江戸時代、鎖国下の日本では独自の数学がやりました。それは和算といって、数学者から一般の人まで多くの人を魅了しました。やがて、人々は額や絵馬に数学の問題や解法を記し、世の中に公開するとともに、学問の上達への感謝を込めて神社や仏閣に奉納するようになりました。それは「算額」と呼ばれ、このような風習は日本独自の文化とされています。

今回は、詫間町大浜の名部戸天満宮に奉納された算額を紹介いたします。この算額は現

在、詫間町民俗資料館に保管されており、江戸時代の天保15（1844）年に奉納されたもので、県内では最古段階の資料と考えられています。算額は縦53cm、横113cmほどの大きさで和紙に記されています。その内容は掛け算、割り算、平方根、立方根などの解法を図で表したものです。市内では、他にも賀茂神社（仁尾町）や本山寺（豊中町）にもこのような算額が納められており、和算が三豊でも盛んであったことを表しています。現在、本山寺の算額は、復元されたものが豊中町図書館に展示されていますので、ぜひご覧ください。明治に入り、西洋数学が導入されるようになると和算は衰退していきますが、今もなお人々によって受け継がれ愛され続けています。



▲復元された本山寺の算額

▼問い合わせ

生涯学習課 ☎62・11113

じんけん探訪30

宅建取引と人権・同和問題
アンケート結果から考える

8月は「同和問題啓発強調月間」です。人権・同和問題を正しく理解して住みよい街づくりを進めましょう。

36%が聞いている

県内の宅地建物取引業者アンケートによると、36%は取引物件が同和地区かどうか質問を受けています。また、22%は調査会社から地域の評判等を聞かれ、そのうち42%が同和地区を意識した質問でした。不動産売買にあたって、同和地区かどうかを調べる意識があることがわかります。



業者側も9割弱が誤解

業者側では、23%が同和地区かどうかほとんどな場合でも教えてはいけなさと回答する一方、86%がお客さんの質問にはありのままに伝えなければならないと考えています。取引に影響する情報は隠さず正確に伝えなければならぬと宅地建物取引業法に定められています。しかし、同和地区かどうかの

誰でもやっている??

「誰でも聞いている」とか「お客さんが聞いてくるから」などと慣習のように考えている人もいます。

次のような質問は、仮に部落差別を意図していなくても、部落差別を助長するおそれがあります。

- Q「この校区には、同和地区はあるの?」
- Q「なぜ、この地区が同和地区であることを教えてくれなかったの?」
- Q「この物件は、同和地区にあるから安いのか?」

香川県宅地建物取引業協会はこれらの質問を受けても、回答しないよう啓発に努めています。

入居の判断は合理的に

賃貸住宅の入居でも差別があってはなりません。同和問題だけでなく障がい者や高齢者、外国人、母子（父子）家庭などを理由に拒否

することは人権侵害になります。入居の可否を判断するときは予断や偏見でなく、人権尊重の立場に立って合理的な判断をすることが大切です。

部落差別の解決は行政の責任であるとともに国民一人ひとりの課題である（同和对策審議会答申・1965年）ことを再確認したいものです。

（注）アンケート調査は県が平成22年に実施し、1213事業所のうち535事業所（44%）が回答したものです。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・30008

本人通知制度に登録しましょう

◆制度の目的

不正な身元調査からプライバシーを守るために「登録型本人通知制度」を実施しています。

事前登録している人の戸籍や住民票を本人の代理人や第3者に交付したとき、交付した事実を本人に通知することにより不正取得を抑止するのが目的です。

◆通知の内容

- ① 交付した日付
- ② 交付した種類（住民票等）
- ③ 交付した通数
- ④ 請求者の種別（本人の代理人、本人の代理人以外の者）

※請求者の氏名、住所は通知できません

▼問い合わせ 市民課 ☎73・30005